

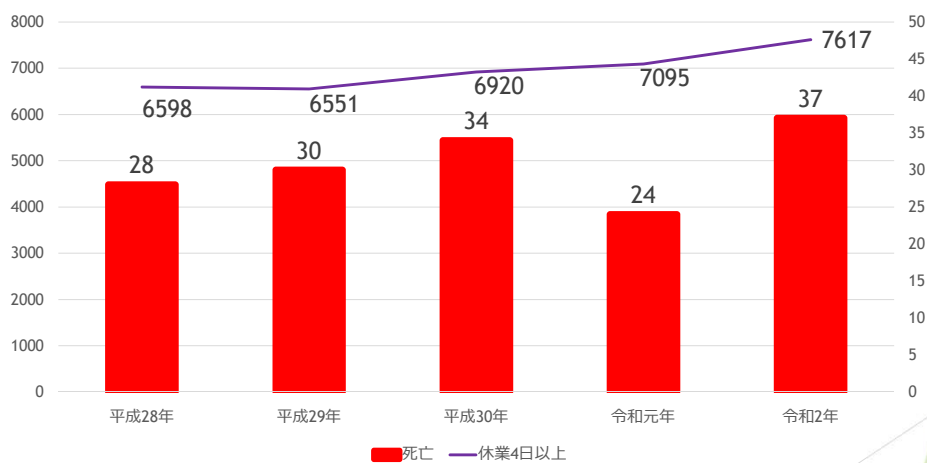
社会福祉施設における 労働災害防止について

川崎北労働基準監督署

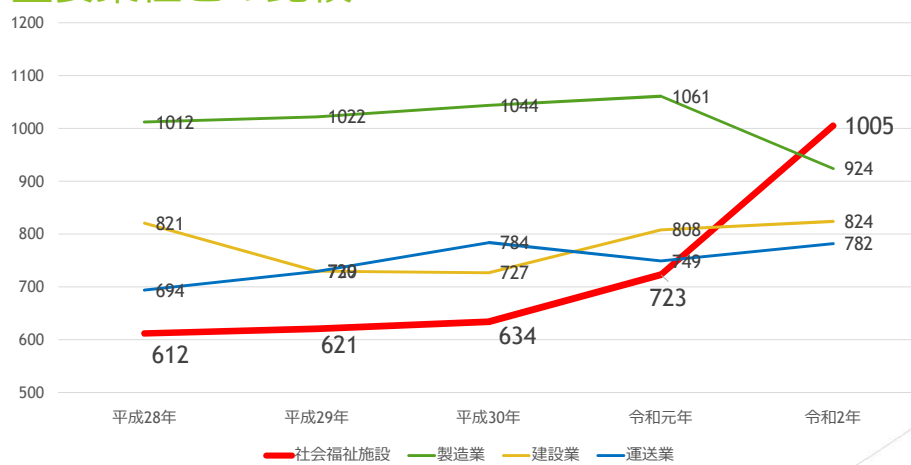
説明内容

- 1 労働災害発生状況
- 2 社会福祉施設における安全管理体制
- 3 転倒災害防止について
- 4 腰痛予防について
- 5 高年齢労働者の労働災害防止

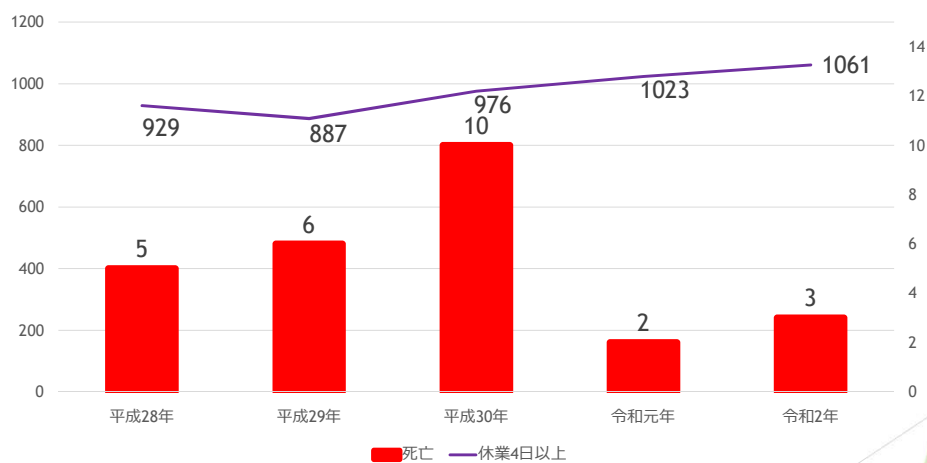
労働災害発生の推移（神奈川県内）



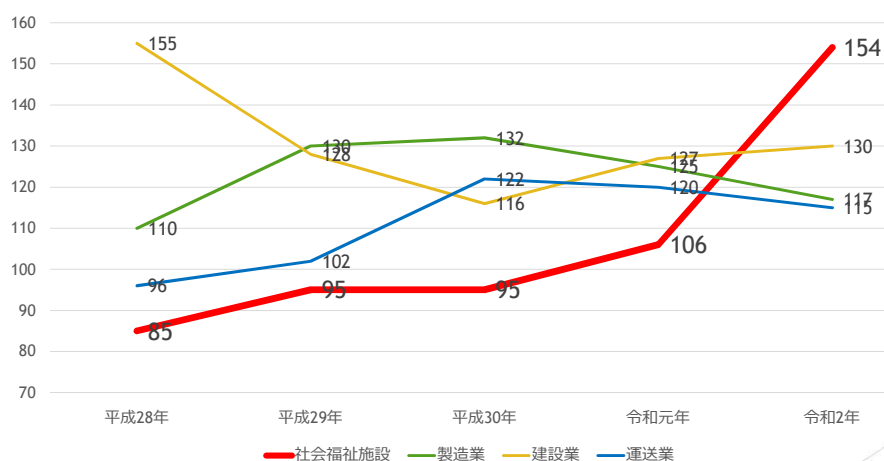
労働災害発生の推移（神奈川県内） 主要業種との比較



労働災害発生の推移（川崎市内）



労働災害発生状況の推移（川崎市内）



令和3年労働災害発生状況（12月末）

	死亡	休業	前年同期比	新型コロナ
神奈川県	38	7,854	+1,326	約1,000人
社会福祉施設	3	1,109	+363	約240人
川崎市	6	1,142	+255	約130人
社会福祉施設	1	184	+97	約40人

社会福祉施設における死亡災害事例

令和3年1月 60歳代

事業場内で新型コロナウイルス感染症に罹患し、死亡したもの。

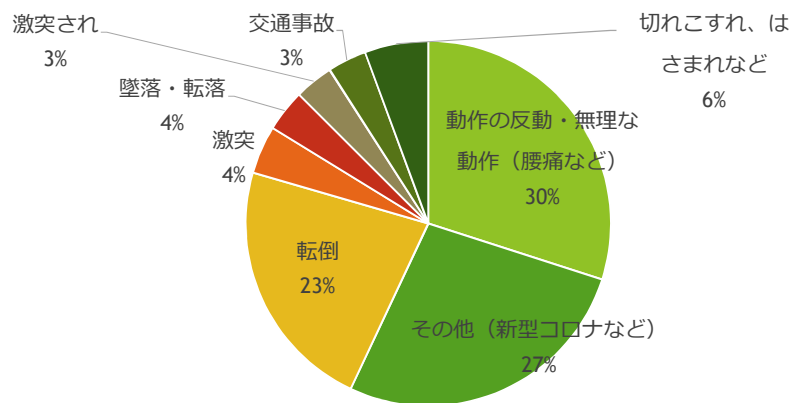
令和3年4月 80歳代

訪問介護を行うために自転車で利用者宅に向かう途中、交差点で乗用車と接触したもの。

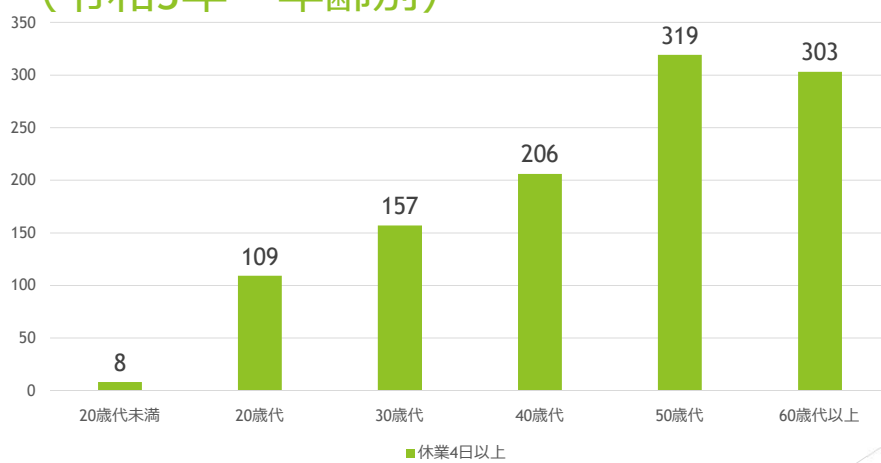
令和3年7月 70歳代

自電車で移動中、交差点を横断中に左折してきたトラックに巻き込まれたもの。

社会福祉施設における労働災害 (令和3年事故の型別)



社会福祉施設における労働災害 (令和3年 年齢別)



令和3年社会福祉施設における労働災害 (神奈川県内)

死亡災害が3件発生！ 3件とも60歳代以上
交通事故2件、新型コロナ1件

他業種と比較して増加率が高い！

無理な動作・動作の反動による腰痛、
転倒災害が多発！

50歳代以上の労働災害が多発！

社会福祉における安全衛生管理

安全衛生管理体制

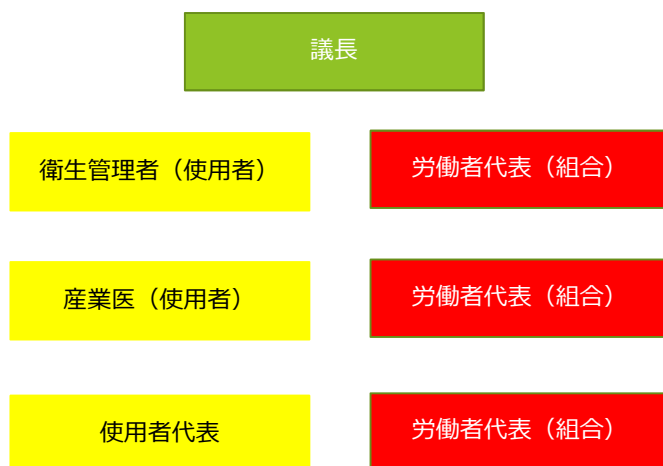
施設の規模（労働者数）に応じて、衛生管理者や
衛生推進者を選任する必要があります。

労働者が50人以上の施設では、衛生委員会を毎月
開催し、労働者の健康保持増進対策や過重労働による
健康障害防止、メンタルヘルス対策などを労使で
協議し、議事録は3年間保存しなければなりません。

安全衛生管理体制に係る指導事例

衛生管理者（衛生推進者）が選任されていない。
衛生管理者の職場巡視など職務事項が実施されていない。
衛生推進者の氏名が掲示などにより周知されていない。
衛生委員会が毎月1回以上開催されていない。
衛生委員会に労働者代表がいない（少ない）。産業医が委員になっていない。
健康診断事後措置や過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策について協議されていない。
衛生委員会の議事録が労働者に周知されていない。

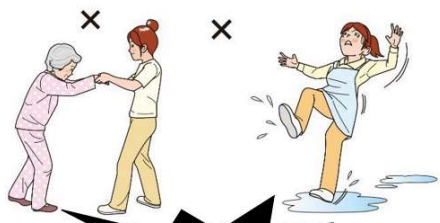
安全衛生委員会の構成



転倒災害防止について

転倒予防

転倒の危険性はありませんか？



思わぬところに
リスクが潜んでいます

改善！

○ 歩き方を工夫する
・前を向く
・斜め後ろから支える

○ 床が濡れていたら
すぐに拭き取る



- ▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



① 作業場所の 整理整頓



② 作業場所の 清掃



③ 毎日の 運動



神奈川労働局における取組み

17

平成27年に厚生労働省と災害防止団体は、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」として「転倒」による災害を防止すべく全国的な取組みをはじめました。翌年の平成28年以降も継続して「転倒」による災害の防止に取り組んでいます。

神奈川労働局においては、『STOP！転倒災害プロジェクト神奈川』として平成27年から同様に取組みをはじめると同時に、

「ころばNICEかながわ体操」

と称して、神奈川労働局独自に、公益財団法人かながわ健康財団の意見をきいて、転倒予防のための体操を考案しました。

神奈川労働局・県下各労働基準監督署・労働災害防止団体では、全国安全週間の準備期間である6月と、積雪や凍結による転倒のリスクが高い2月を重点取組期間として、この体操の提案、周知を行っています。

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。関係するすべての人が問題意識を持ってその危険原を見つけ、どのように改善するか「安全委員会」などで、それぞれの立場でアイデアを出し合い、検討する必要があります。

また、「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の整備、作業方法の改善等により、転倒によるリスクの低減を行いましょう。

動画をホームページで公開しています。

動画へ⇒



※ 再生できない場合があります。

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourai_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourai_seido/_120208/koribanice.html

冬季に積雪や凍結による転倒災害を防ぎましょう。

①天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し早めの対策をとりましょう。

②時間に余裕をもって歩行、作業を行う

悪天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業をするように心がけましょう。屋外では小さな歩幅で靴の裏全面を地面につけて歩くようにしましょう。

③駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意する

駐車場内や駐車場から職場までの通路に除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用マットを敷き、照明設備を設けて夜間の照度を確保しましょう。

④職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行う。

職場内で労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、危険マップなどにより労働者に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物選びや雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

高橋豊洋1

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		☒
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った対滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを、標識などで注意喚起していますか	☐
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

おすすめしてます！
転倒防止、けがの軽減
に効果的です！

腰痛予防について



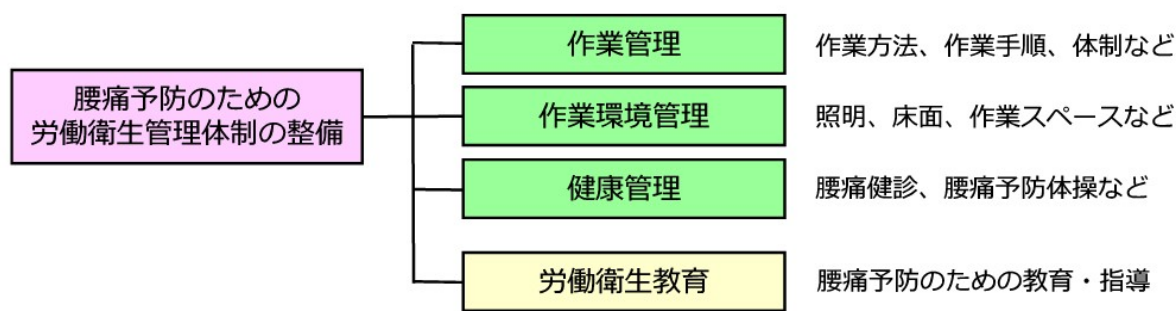
職場での腰痛を予防しましょう！ 「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上 of 職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

労働衛生管理体制の整備など



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

- ポイント1** 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- ポイント2** 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- ポイント3** 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

■ 作業管理

■ 自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

■ 作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおおよそ90度になる高さとする。

■ 作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

■ 作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。

■ 休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

■ 靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

■ 作業環境管理

■ 温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくなるので、適切な温度を保つ。

■ 照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

■ 振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

■ 健康管理

■ 健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

■ 腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

■ 腰痛による休職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

■労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

〔教育内容〕

- ・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
- ・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
- ・腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

エイジフレンドリーガイドライン

20

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



高年齢労働者の 働きやすい環境の整備



労働災害防止のために

社会福祉施設における労働災害は、転倒や腰痛など発生が予見できるものです。

整理整頓などの職場環境の整備も大事ですが、労働者の行動面が発生原因となっていることも多く、労働者が危険の認識を高めることが重要です。

労使双方が協力して労働災害防止に取り組みましょう！

川崎北労働基準監督署